

奈良県ひきこもり相談窓口「本人の集い」運営業務仕様書

1. 業務の目的

県ひきこもり相談窓口を利用するひきこもりの当事者のうち、家族以外の対人的交流への意欲がみられる者を対象に、様々な活動・体験ができるグループ活動の機会を提供することで、自己肯定感やコミュニケーション力、社会への帰属意識の回復を目指す。

2. 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3. 「本人の集い」の基本的事項

(1) 対象者

「本人の集い」の対象者は、奈良県ひきこもり相談窓口を利用する当事者のうち、次の条件を満たす者とする。

- a. 奈良県ひきこもり相談窓口に定期的に来所相談していること。
- b. 家族以外の対人的交流に意欲があること。
- c. 奈良県ひきこもり相談窓口が定める利用ルールに同意できること。
- d. 奈良県ひきこもり相談窓口の相談員がひきこもり状態の回復にグループ活動への参加が有効であると判断していること。

(2) 内容

- ・ 男女別に「男子会」・「女子会」、男女合同の「交流会」を毎月1回ずつ開催する。
- ・ 原則として、「交流会」を月の第2週目に、「男子会」・「女子会」を第4週目に開催することとし、開催曜日は、県と受託者が協議の上、あらかじめ決めておく。
なお、祝祭日や活動の内容等により変更する場合は、県と受託者が協議の上決定するものとする。
- ・ 実施時間は、13時～17時のうち2時間とし、実施の都度、活動の内容に応じて県と受託者が協議の上決定する。
- ・ 1回あたりの参加人数は、「男子会」・「女子会」については5～10名程度を、「交流会」については10～20名程度を想定している。
- ・ 悪天候等で開催することが困難な場合は、県と受託者が協議の上、開催日の変更、もしくは中止とする。
- ・ 実施場所は、活動の内容に応じて、県と受託者が協議の上決定する。
- ・ 活動の内容は、実施の都度、当事者の状態や意見を参考に、県と受託者が協議の上決定する。

参考として、過去の「男子会」「女子会」「交流会」の活動例は下記のとおり。

- 男子会：DVD鑑賞、ボードゲーム、工作、料理（燻製等）、初詣等
- 女子会：DVD鑑賞、料理（菓子等）、クラフト（アクセサリー、マ

スク等)、散歩等
交流会：ボードゲーム、料理（ピザ・ハンバーガー等）、クラフト（プリントエコバッグ）、散策等

4. 業務内容

奈良県ひきこもり相談窓口「本人の集い」運営委託業務

(1) 「本人の集い」の企画・運営

(企画段階)

- ・実施予定の回の一つ前に実施する「男子会」「女子会」「交流会」で参加者の希望や要望を聞き、委託者は、その意見を踏まえ、様式1に基づき当該月最初の開催日の10日前までにプログラム案を提出する。
- ・県は、当事者の状態を考慮して、プログラム案に対し必要な指示を与える。
- ・県と受託者がプログラム案を協議し、当月の最初の開催予定日の5日前までにプログラムを決定する。
なお、初回の実施に関しては、県がプログラム案を検討の上、受託者に提示する。

(準備段階)

- ・県は、決定したプログラムの日時、場所、内容等を書面等により対象者に周知する。
- ・受託者はプログラムを実施するために必要な材料、道具等を準備すること。
- ・実施する会場は、受託者が準備をする。

(当日)

- ・受託者は参加者の状態に配慮しつつ、当日のプログラムを円滑に運営する。なお、奈良県ひきこもり相談窓口の相談員がプログラムの進行を行うので、受託者はそれを補助する。

(2) 実施報告書の提出

受託者は、毎月、様式2に基づき、実施結果を記載し、最終開催日から10日以内に提出すること。ただし、3月実施分については、3月31日までに提出すること。

(3) 当日、参加者がいない場合の取扱い

計画どおりに準備し、スタッフを配置して「男子会」、「女子会」又は「交流会」が設置されていれば、委託業務を履行したとみなす。

5. 業務実施体制

- (1) 本業務を円滑に遂行できる体制を整備すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、県と十分な連携、協議を行うこと。

6. 委託料の見積りに係る留意事項

見積金額は、県が提示する予定数量に対して、業務実施に必要な金額を乗

じて計算した金額の総合計金額を記載すること。なお、事業実施に必要な金額の根拠となる内訳は対象経費の区分ごとに作成しておくこと。

事業の対象経費については、以下のとおりとする。

報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料

7. 経理に係る留意事項

この業務に係る経理処理については、他の業務に係る経費と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに収支を記載し、経費の使途を明らかにすること。

会計帳簿のほかに本業務による成果物は、業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。また、厚生労働大臣又は県から要求があったときは、いつでも閲覧に供すること。

8. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ) 厚生年金保険法第28条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

9. その他

(1) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月20日奈良県条例第32号）、知事が取

り扱う個人情報に関する奈良県個人情報保護条例施行規則（平成 12 年 9 月 29 日県規則第 21 号）及び個人情報の取り扱いに関する規則（平成 12 年 9 月 29 日県規則第 22 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（2）守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(様式1)

年 月 日

奈良県ひきこもり相談窓口「本人の集い」運営業務
プログラム案（ 月分）

奈良県文化・教育・くらし創造部長 殿

商号又は名称
報告者職氏名

「奈良県ひきこもり相談窓口『本人の集い』運営委託業務」プログラム案
（ 月分）について、別紙のとおり提出します。

(別紙)

1. 交流会

実施日	
会場	(名称) (所在地)
プログラム	
期待される効果	

2. 男子会

実施日	
会場	(名称) (所在地)
プログラム	
期待される効果	

3. 女子会

実施日	
会場	(名称) (所在地)
プログラム	
期待される効果	

(様式2)

年 月 日

奈良県ひきこもり相談窓口「本人の集い」運営業務 実施報告書

奈良県文化・教育・くらし創造部長 殿

商号又は名称

報告者職氏名

印

奈良県ひきこもり相談窓口『本人の集い』運営業務（ 月分）について報告します。

1. 交流会

実施日	
会場	
参加人数	名 【内訳】男子： 名 女子： 名 その他： 名
プログラム	
開催結果	(全体の雰囲気・参加者の様子・反省点等) ※個人が特定できる情報は記載しないこと

2. 男子会

実施日	
会場	
参加人数	名 【内訳】男子： 名 女子： 名 その他： 名
プログラム	
開催結果	(全体の雰囲気・参加者の様子・反省点等) ※個人が特定できる情報は記載しないこと

3. 女子会

実施日	
会場	
参加人数	名 【内訳】男子： 名 女子： 名 その他： 名
プログラム	
開催結果	(全体の雰囲気・参加者の様子・反省点等) ※個人が特定できる情報は記載しないこと